

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第66号

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則

京都市公文書管理規則の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、公文書の保存期間及びその起算日について国が定める基準その他の特別の定めがあるときは、当該公文書の保存期間及びその起算日については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)